

「生徒心得」

校訓「誠実」を旨に、善き人格の形成を主たる目標に掲げ、常に自主自律の態度を養い健全な生活を心がける。さらには、将来にわたり文化の創造発展に寄与し、社会に貢献する人材となるべく研鑽を深めること。

1 生徒証明書を身に付けていること。

2 校内生活について

- (1) 一切の触法行為を禁止する。
- (2) 校内の秩序を守り、自他共に楽しい学校生活を送れるよう心がける。
- (3) 自分又は自分達の問題やトラブル、悩みなどは、何事も教師に相談する。
- (4) 暴力行為（行動・言動）は、いかなる場合も絶対に行ってはならない。
- (5) 校舎、校庭内の器具を大切にし、建物、器物を破損したときは必ず届け出ること。

また、整理整頓と校内美化に努める。

- (6) いかなる場合も制服で登下校すること。また、校内外を問わず制服や実習服は正しく着用し、頭髪を含む身だしなみを整えること。

※服装、頭髪の詳細は【各規定細則】○服装規定、○頭髪規定を参照とする。

- (7) 自転車は駐輪場の指定された場所に整頓して駐輪し、必ず鍵をかける。

(二重ロックの徹底)

- (8) 正当な理由なくして欠席、遅刻、早退、欠課、外出をしない。

※欠席または遅刻する時は、保護者又は保証人を通して学校、若しくは担任に連絡する。

※欠課、早退、外出するときは、担任の許可を得る。

- (9) 毎時間、始業チャイムの前に教室に入って待つ。
- (10) 授業の妨げとなる行為、飲食はこれを禁止する。
- (11) 常に挨拶を心がける。
- (12) 所有物には、必ず記名をする。
- (13) 学校に納入すべき金銭は、必ずその期限に遅れず、かつ速やかに納めること。

また、必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。

- (14) 貴重品は常に身につけ、紛失、盗難にあった場合は担任に届け出る。
- (15) 金銭の貸し借りはしない。
- (16) 無断で他の教室や空き教室に入らない。
- (17) 以下に示す類の持ち込みを禁止する。

※娯楽品（マンガ本、トランプ、ゲームカード、携帯電話以外の電子機器類（ゲーム機、タブレット）等預かり指導の対象）

※危険物（マッチ、ライター、ナイフ、たばこ等の危険物及び不法な薬物等一特別な指導または懲戒処分の対象）

※その他、本校指定以外のバッグ、履き物等（派手なバッグ、ビニール袋、サンダル等注意又は預かり指導の対象）

- (18) 携帯電話の持ち込みについては、以下の条件のもと認めるものとする。

※携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話の使用に関する同意書」を提出すること。

※校内では電源を切っておくこと。

※携帯電話等の詳細は【各規定細則】Ⅲ携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定を参照とする。

【各 規 定 細 則】

○服装規定

原則、八代工業生として体面を汚すことなく学習と通学に支障がないもので、通学時は制服を着用する。

第1条 男子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服は、学生服、冬スラックスとする。

ア 学生服の中に着用するものについては、特に指定はないが、学生服を脱ぐ場合は『第1条(3) 中間服』とする。

イ 学生服のボタンは前5個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。

ウ ズボンの腰穿きは禁止とし、裾の位置は踵でつぶれない程度とする。裾が破れた際は買い替えとなる。

エ 襟章は、向かって左に校章、右に科章とし、ホックから2.5cmのところにつける。

(2) 夏の制服は学校指定の半袖角襟シャツ、夏スラックスとする。

ア ベルトが見えるように、シャツを着用する。

イ ベルトは無地で黒・紺・茶などの目立たないものとする。

(3) 中間服（移行期間）は、冬、夏制服のいずれかでもよい。

ア 学生服を脱ぐ場合は、学校指定の長袖シャツもしくは半袖角襟シャツを着用し、インナーを必ず着用する。

イ シャツの下（インナー）は、白の無地またはワンポイントとする。

第2条 女子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服はジャケット、ベスト、冬スカートまたは冬スラックスとする。

ア シャツおよびネクタイは学校指定のものを必ず着用する。

イ ジャケットのボタンは前3個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。

ウ スカート丈は膝が隠れる程度の長さとし、折り曲げや短くすることは禁止とする。

エ 科章は所定の場所につける。

(2) 夏の制服は学校指定のセーラーと夏スカートまたは半袖角襟シャツと夏スラックスとする。

ア インナーは無地で柄がなく、華美でないものとする。

イ 学校指定のリボンを必ず着用する。

(3) 中間服（移行期間）は、冬・夏制服のいずれかでもよい。

ア ジャケットを着用しないときは、学校指定のベストを着用する。その際、ネクタイも着用する。

(4) 防寒着着用期間について（12月～3月）

ア 防寒着着用期間は黒色無地のタイツの使用を認める。

イ 学校指定のセーターの着用を認める。セーター着用は防寒着着用期間のみとし、ジャケットから裾や袖を出さない。また、中間服としては認めない。

ウ 登下校時のみ黒か紺色のボックスコート着用を認める。

第3条 男女共通規定

(1) 靴下は白、黒、紺ソックスとし、ワンポイントまで認める。ただし、ワンポイントの色は白、黒、紺とする。長さはくるぶしが完全に隠れ、膝下までの長さとする。

(2) 規定制服を許可なく補正、変形したものは制服として認めない。
形は標準型とし、体型に応じたサイズとする。

ア 成長に応じて補正を行う場合又は修繕を行う際は生徒指導部の許可を得た上で、学校指定の制服販売店にて行う。

イ 譲受けの制服は、生徒指導部の許可を得ること。未許可のものはすべて没収する。

ウ 上下とも名前もしくは科イニシャルの刺繍が入ったもの以外は認めない。譲受け許可後刺繍を入れる。

(3) 制服着用時の靴は、黒か茶の学生ローファーとする。ただし、華美な装飾があるものや、つま先が尖っているものなどは認めない。

(4) 上履きは学校指定のスリッパを使用する。また、必ず2箇所の記名をする。

(5) 防寒着のマフラー・ネックウォーマー・手袋に関しては華美でないものとし、通学時など校舎外での使用を認める。ただし、校舎内での着用は、これを禁止する。

(6) 帽子の着用については、学校が指定する「八工帽子」とし、登下校時、体育時、校外での活動時、許可された実習時に限り着用を許可する。実習帽子、部活動帽子などを含み「八工帽子」以外の帽子類を通学に使用することは出来ない。

(7) 制服の移行期間・防寒着着用期間については、生徒指導部で設定する。

(8) 通学バッグは学校指定のもの、若しくは学校で許可された部活動指定のものとする。
容量が不足する場合に限り、学校指定バッグ使用を条件として、華美でないバッグの使用を補助的に認める。

(9) カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・ブレスレット・アンクレットなど、一切の装飾を禁ずる。髪ゴムを手首にはめることも同様に禁ずる。

(10) 香水・整髪料・マニキュア・タトゥー等、一切の化粧や加工を禁ずる。リップクリーム・日焼け止めは無色のものに限り許可する。

※服装規定違反の物品に関しては没収する。

○頭髪規定

第1条 男子頭髪に関しては短髪とする。

(1) 耳回り、後ろ髪は刈り上げとし、作為的な髪型にしない。

(2) 前髪は眉にかからない長さとする。

(3) 揉み上げの長さは、耳の穴までとする。

(4) 次の事項に該当するものは違反である。

ア パーマ、染色、脱色など一切の技巧。

イ 眉の加工、剃り込み。

ウ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

第2条 女子の頭髪に関しては肩に乗らない程度のショートカット又は、結髪とする。

(1) 前髪は眉毛程度の目にかからない長さとする。長い前髪は顔がはっきりと見えるようにピンで留めること。

(2) 肩に乗る長さは髪ゴムで結ぶ。髪ゴムで結べない際は短くカットすること。

ア 結髪の際、横髪を残さないこと。

イ ゴムの色は黒・紺・茶の華美でない髪ゴムとする。

(3) 次の事項に該当するものは違反である。

ア パーマ、カール、染色、脱色、髪飾り、ヘアバンド、エクステンション編み込みなどの作為的な髪型。

イ 眉の加工。

ウ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

○携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定

第1条 生徒は、保護者の責任の下に携帯電話またはスマートフォン（以下、携帯電話等という）を所持し、使用する。

第2条 校内への持ち込みについて

(1) 携帯電話等の校内持ち込みについては、別紙の「携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話の使用に関する同意書」を提出することを条件に許可するものである。

(2) タブレットPC又はゲーム機、音楽再生機器等に関しては、いずれの場合も持ち込みを不可とする。

(3) 携帯電話等はバックの中にしまい、登下校すること。

(4) 校内では、携帯電話等の電源をOFFの状態とする。ただし、登下校時のみ駐輪場内にて電源のON・OFFを行うことができるものとする。その他の場所では一切の使用を認めない。

(5) 校内では所持しないこと。

(6) 届け出及び同意書の提出がない生徒が、校内へ携帯電話等を持ち込んだ場合は、保護者を召喚し事情を聞くとともに、その後の対応を検討する。

第3条 次に該当した行為は、特別な指導または懲戒処分の対象とする。

(1) 授業中において操作の有無に限らず、電源が入った状態で授業中に携帯電話等を手にするもしくは画面を注視した場合。

(2) 考査中において、電源の状態及び操作の有無に拘わらず、所持及び携帯電話等を手にする若しくは画面を注視した場合。なお、考査の得点の扱いについては、教務の規定による。

(3) パソコン及び携帯電話等の情報通信機器を用いた次に挙げるいじめや人権を侵害する行為、犯罪行為を行った場合。

ア プライバシーの侵害、中傷や侮辱、悪評の流布

- イ 氏名や住所など個人情報の無断掲載
- ウ 差別的な書き込み、仲間外しや無視の企画や示唆
- エ 侮辱、名誉棄損、信用棄損、著作権侵害、肖像権侵害、業務妨害
- オ 脅迫・恐喝・詐欺・犯罪予告
- カ 売春（援助交際）及びこれらの斡旋等、違法薬物の売買
- キ リベンジポルノ、盗撮、わいせつ物の製造・頒布・所持
- ク 他人のID・パスワードの無断使用・不正取得、ハッキング

第4条 次に該当した場合、携帯電話等の使用を一定期間禁止とし、朝掃除及び反省文を課す。

※一週間を基本とし、二回目以降はその都度使用禁止期間を延長するものとする。

- (1) 校内で所持していた場合。
- (2) 校内で使用した場合。（休み時間・昼休み・放課後・部活動等）
- (3) 電源を切っていなかった場合。（音楽・アラーム等含む）
- (4) 校舎内での充電。（電源のオフ時も含む）
- (5) 歩行中の使用。（イヤホン等の使用も含む）
- (6) 自転車乗車中の使用。（イヤホン等の使用も含む）
- (7) その他、携帯電話等の使用に関し不適切と認められる場合。

(使用停止期間について)

以下の期間を原則とする。ただし、特に考慮すべき点があれば、必要に応じて加減する。

ア 1回目…7日間（反省文+3日程度の作業）

※授業中の使用については、特別指導後14日間

イ 2回目…14日間（反省文+5日程度の作業）

※授業中の使用については、特別指導後21日間

ウ 3回目以降…保護者を召喚し、相談の上、指導内容を決める。

第5条 その他

- (1) 使用を禁止した携帯電話等は、封等に厳封した上で、原則として担任を通じて学校に召喚した保護者に預ける。使用禁止期間の後、生徒指導部が厳封を解き本人に返却する。
- (2) 持ち込んだ携帯電話は、駐輪場で電源をOFFにし、バックの中にしまう。
- (3) 緊急に使用する必要があるは、理由を申し出た上で、各職員室、生徒指導室内にて携帯電話等を使用することができる。

校則の見直しの流れ

6月…生徒総会（要望提出）

9月…生徒会役員と職員(生徒指導部等)との意見交換
生徒へのアンケート

10月…保護者へのアンケート

12月…校則検討委員会

決定後次年度校則について学校HPへ掲載（公開）